

1. 件名: 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所(南地区)の核燃料物質使用施設等の保安規定変更認可申請に係る面談
2. 日時: 令和5年11月17日(金) 10時00分～11時00分
3. 場所: 原子力規制庁10階会議卓 ※テレビ会議により実施
4. 出席者  
原子力規制庁  
原子力規制部審査グループ研究炉等審査部門  
立元管理官補佐、本多主任安全審査官、水野係員、瀬尾係員  
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構  
大洗研究所 燃料材料開発部 部長 他4名  
安全・核セキュリティ統括本部 安全管理部 施設保安管理課 主査
5. 自動文字起こし結果  
別紙のとおり  
※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。
6. 提出資料
  - ・日本原子力研究開発機構大洗研究所(南地区)の核燃料物質使用施設等保安規定変更認可申請について
  - ・保安規定変更認可申請と使用変更許可の対比表(南地区・使用施設)
  - ・使用施設等における保安規定の審査基準と保安規定の記載整理表
  - ・保安規定に規定すべき事項の確認表(使用変更に伴う保安規定の変更)

以上

時間	自動文字起こし結果
0:00:00	力を変えさせていただきました。
0:00:04	それでは、令和5年9月29日付で申請いただいた国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所南地区。
0:00:15	各漏出使用施設等保安規定の変更認可申請について、面談を開催させていただきます。
0:00:27	原子力規制庁の水野です。
0:00:31	9月29日付でご承認いただいた申請書等へと法律のメンバー資料としてご提出いただいた。
0:00:39	資料を拝見させていただきます、こちらからの予定確認したい事項がございましたので、
0:00:47	そちらについてはこちらから発言させていただきますのでここでご回答いただければと思いますよろしくお願いします。
0:01:18	まず1点は、規制庁松野です。
0:01:21	当然、51条に関する事で申請書って言いますと、新旧大丈夫。
0:01:28	ピース本。
0:01:29	57ページ。
0:01:31	PDFの11ページで、あとは、
0:01:34	同じようと言えますと、4ページ目ですか。
0:01:38	ところがすることなんですけれども。
0:01:43	ちょっとページ飛びまして72条。
0:01:46	テスト、73条に定める臨界管理を行うことができるという規制が載っているかと思うんですけれども。
0:01:55	補助事業についてはこちら記載していないのはなぜでしょうか。
0:02:28	原子力機構IgMのアクセス、衛藤後閑ですが51条についてはあくまで運搬に関わる事項ということで、委員会の細かい話については被災して従前からですね記載しておりません。70、トーン。
0:02:45	以上です。以上については、核燃料物質の管理ということで、臨界管理の具体的な部分についても記載しているという立て付けになっております。以上です。
0:03:03	洗浄水は別紙をしましてありがとうございます。
0:03:07	動くは記載していないけれども、いかなる場合においても臨界に達する恐れがないように、行うということについては変わらないということでしょうか。
0:03:17	池崎公営企業です。その解釈にはもちろんありません。
0:03:23	規制庁の三澤で承知しました。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:03:53	ビジョンミズベースです。続きまして同様の 51 条に関する事なんですけれども。
0:04:00	面談資料では、もしかしたら載っていないかなというところで、
0:04:08	氏家副、及びFMF、それぞれの施設において運搬は、10 番、管理課長が行うということが記載されておりますが、十番。
0:04:19	黒江課長という誰でやって、どこかで定義されているかっていうことをし、教えていただけますでしょうか。
0:04:49	現状が普通ですと先ほど経費について大坂も書かれてないかと思うんですが、ここで言うのは塾頭FMFにおける輸送の番場課長はFMF課長になります。
0:05:14	規制庁の野澤です。
0:05:16	内運搬課長についての定員は特になされていないことと、NL課長が郊外順番外部課長であるということはわかりました。ありがとうございます。
0:05:30	比留間先生、ちょっと報告いたしますと、法定の補助職務ですね。
0:05:41	北條職務、塗料(25)というのが、集合体試験課長FMF課長の業務、記載があるのですが、
0:05:52	そちらの方に、GFに関わる運搬業務を行うというのが記載されております。
0:06:00	あと大分課長自体の定義ではないんですが、集合体試験課長がGMの本番をここで行うというのが、本店の中で定義されておられません。
0:06:19	規制庁ですので承知しました。ありがとうございます。
0:06:22	FM課長においても、FMFだけでなく1Fに係る運搬に関する業務の医療を行うということが、
0:06:32	5 条の職務のところに書かれているということで今、理解いたしました。
0:06:40	すごく
0:06:42	誰がどう何を行うかっていうことを
0:06:48	場所貸していく中で訪ねられることもあるかと思っておりますので
0:06:54	後日もしかしたらこちらの方、面談資料等に記載していただいた方がいいかなと思うところではございますので、また後程ご案内させていただきますが、ちょっとそのように、
0:07:07	作業いただくことになればと思っておりますのでよろしくお願いいたします。
0:07:12	それで了解いたしました。
0:07:21	規制庁の水野です。
0:07:24	続きまして、もう一度 51 条のところに関する、
0:07:29	ごろなんですけれども。
0:07:36	GFA等、FMFにおける生活資料の運搬にあたっては、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:07:43	ていうようなことを追加いただくと思うんですけども、この規定は、CFAMの建物建て建物内での運搬のことだけを指すのか。
0:07:56	伊藤周辺監視区域外で、
0:07:59	開けばその建物外への運搬、
0:08:04	どこかで書かれているのか。
0:08:06	すみませんですね。
0:08:09	建物への運搬を指しているのかということと、あと、周辺監視区域内ではあれば建物の外での、
0:08:17	運搬はどこ、これに基づいたものであるのかっていうことをお教えいただけますでしょうか。
0:08:25	傾斜機構アクトです。こちらの情報については周辺監視区域外運搬ということですべてを指しておりますので、限定的ではなくてですねすべてになります。
0:08:37	規制庁の上田でショートしました。ではその処理建物建物の中建物外ということで周辺監視区域以内であるかどうかということで、だと理解いたしました。ありがとうございます。
0:09:17	町長の水野です。続きまして、
0:09:21	71条に関するところで、
0:09:26	新旧対照表ですと、計11ページ15ページあたり、原案資料ですと、
0:09:32	5ページですね。
0:09:34	マップに関することになります。
0:09:40	こちらの中で取扱計画書というものが出てきていると思うんですけども。
0:09:46	これすでに作成されているものですかということとお餞別資料は、
0:09:52	PDF及びFMFのみで、青取り扱う。
0:09:56	となっておりますが、これらベースと同様な内容が記載されているということでよろしいでしょうか。
0:10:05	小学校アクトです。取り扱い計画についてはですね今時点でも、一応お答え関係を持っておりますのでそちらに関する取り扱い計画をすでに立てた上で、対応しております。中身といたしましては核燃料物質の取り扱い計画っていうのを具体的には多分マニュアルで、
0:10:24	フォーマットを決めて定めているのですが、それと全く同じものを使って、汚染物の記載をしているという形になります。
0:10:35	規制庁の植田で示しました。ありがとうございます。
0:10:38	選別資料2をすでに取り扱い計画としては、
0:10:43	ものがあって、生活資料においても核燃料物質と同様なもの、来落としていただいているということで理解いたしました。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:11:02	県指定県規制庁水間です。もう一度 71 条のところの質問なんですけれども。
0:11:09	先発資料を取り扱おうとするときの取り扱い計画の立案についての規定。
0:11:16	ついて規定するワークチューブ。
0:11:19	今日レベルの取り扱い計画の立案に配る。
0:11:24	規程は他の条文で規定されておりますでしょうか。
0:11:31	ページ江島物です。江藤燃料ご無理の取り扱いについては、従前の方は 11 条の取扱計画で各代表報告に扱う計画という中で、基本方法書を図るように計画を策定をお願いします。高見については先ほどおっしゃったように、長内部長も確認労務士、
0:11:51	同じ方式を持って作成いたします。以上です。
0:11:56	いつもミズノで承知しましてありがとうございます。田沼南部。
0:12:02	これ、この金多賀とこの今回の変更するって定義は忘れないか年齢デブリはこうですと。
0:12:11	今日はそれがあったんで、今回、
0:12:15	支援物資料は、こういう計画を立てます。
0:12:21	じゃあ、今度定義したデブリはまた別に高線計画を立てますっていうのが条文がね新しくできるのかなと思ったのでちょっと伺いたんだけど。
0:12:32	今のご説明だと、デブリの方は従来の確認物質という、
0:12:40	整理して、
0:12:41	従来の計画に基づいて、
0:12:44	やることにしますってこう理解しましたがいいですか。
0:12:48	着エアクチュエーターご理解の通りです。燃料デブリについては前回ですね、JR 今年度ウェブの許可をとりまして、その際の保安規定の時には、基本的に書く内容が普通ですので、ほとんどの条文がそこで読めると。
0:13:04	いう解釈で、10 日月の安全対策だけちょっとデブリという記載を徳田して書いておりました。今回ちょっと汚染物の資料を新たに追加することによってちょっと、デブリという表現を条文中に特段
0:13:18	入れなくても、良い形になりましたので、あくまでもってのはデブリを扱うってことがわかるようにちょっと定義としては定義の方にエネルギーの記載を移して、条文自体から徳永のデブリという記載がなくなったという形になります。
0:13:35	規制庁の本田様、ありがとうございました。
0:13:54	規制庁のミズノですべてを続きまして、
0:14:00	71 条、72 条ですけれども、
0:14:08	淡路、生田田丸が 9 人であるんですけれども、71 条について、GF及びフェームそれぞれの施設において、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:14:18	施設管理統括者及び核燃料取扱主任者に報告するのは、東大が行うのかということ。
0:14:26	教えていただけますでしょうか。
0:14:30	比嘉氏、小坏です。こちらについては施設管理者ですね、参考 5、スタートに施設管理者はという記載がありますが、施設管理者が行うということで、GFとPFMを施設管理者、社長が行うことになります。
0:14:51	規制庁の水間で承知しますと、ありがとうございます。
0:14:54	続きまして、6 ページ目、面談資料 6 ページ目の 72 条に関することについて、
0:15:02	ですけれどもこちらも
0:15:05	施設各階統括者に報告するのは施設管理者ということでよろしいでしょうか。
0:15:13	広井ACCESSの土肥鹿野堀です。施設会社になります。
0:15:18	規制庁皆さん承知しましてありがとうございます。
0:15:26	続きまして、70 以上においてなんですけれども、
0:15:31	生物試料の臨界管理に関して、規定例。
0:15:35	来てます。
0:15:43	こちらで規定されております 1mmレベルの了解から動かすべき規定については、
0:15:56	これ、規制庁の方の桜木でよろしいですね同額への登用でよろしいですか。計画の取り扱いということでやっぱり思ったのはその理事レベルの話ところで、
0:16:08	委員会の 70 条でできませんけど、そういうちょっとつもりなんだけどさっきのご説明だと、デブリの方はもうちょっと値従来も、
0:16:16	物に含めてるっていう整理。
0:16:19	として取り扱ったり管理したりするので、
0:16:23	この 72 条ではデブリっていう文言は登場しませんっていう、うちはホンダですね、そういう理解しましたけど。
0:16:31	いいですか。
0:16:33	後、機構のアクセスレベルの記載につきましては基本的に核燃料物質の記載においてはあえて徳田氏はしませんが、この 72 条の両括弧 3 だけはですね、別表第 39.1 という方法をちょっと利用している条文になります。
0:16:50	で、39.1 はデブリ徳田砂ですね表になります。がちょっとここだけはこのSF電量デブリという記載はセマッタ情報中に登場する形になります。
0:17:02	30、
0:17:07	規制庁の金ですわかりましたありがとうございます。
0:17:57	辻野水間です。続きまして、寺尾和久に確認なのですが、
0:18:04	P7 ページです。7 ページですね。
0:18:07	73 条に関するところ。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:18:10	審議対象表においては、
0:18:14	15 ページに関するところですよ。
0:18:18	こちらについて了解いたしましたように、
0:18:22	パブPCF及びALM委員会に達しないようにするということですがこちらについては施設管理者が、
0:18:29	行うということでよろしいでしょうか。
0:18:32	商機交付税成分介護保険施設管理者が行います。
0:18:41	規制庁の稲葉です。ありがとうございます。
0:18:57	まわして、
0:18:59	面談資料の 9 ページ目。
0:19:01	と、小休退場表でいうと、
0:19:06	13 ページ目の 77 条の 2 です。
0:19:10	交換することで、
0:19:13	レジ及びFMFそれぞれの施設において、燃料試験課長及び集合体支援課長が安全を確保する対象となる。
0:19:23	資料や役割をそれぞれ何か教えていただけますでしょうか。
0:19:33	広木阿久津です。当間燃料試験課長と集合体試験課長それぞれの役割ですが、燃料使用課長について、まず 1F燃料じっくり、あと互選物資料ですね、こちらに関する資料調整、あと蒸発乾固。
0:19:50	前の話ですね、こちらを行います。集合体試験確保についても同様に、フリート衛藤生物試料の仕様調整後蒸発乾固、こちらを行うということで両方に対して同じ作業がかかっております。
0:20:17	成長のミズノで承知しました。ありがとうございます。
0:20:20	それぞれのJF漁連は先日資料、
0:20:25	蒸発乾固用意資料調整といったところ。
0:20:30	が発生するというので、今理解いたしました。
0:20:53	松本です。ちょっとよろしいでしょうか。
0:20:58	54 条の 20 燃料試験課長集合体資金課長ともに、このつらつらと書かれてもやりますというご説明がありましたが、この実際何か作業が入ったときにどのようにこの課長は作業を分担されるのでしょうか。
0:21:17	後機構アクツです。こちらについては作業そのものがそれぞれ別施設になりますので、それぞれの施設において、作業計画書が取り扱う際は作業計画書を立てて対応するということになりますので 1 項の資料も同時期にティーンエイジャーがあつてですね、それぞれの資料で、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:21:35	そういう指定が、デブリにあったり、汚染物資料を、このような取り扱い方をすると いった形になります。保健所長はそれぞれ、施設管理者課長になります。
0:21:47	わかりました。施設ごとに担当する課長が異なるというところで、理解しました。
0:21:59	ありがとうございます。
0:22:44	規制庁の光田です。
0:22:47	54 条後に、野木頃で、今回その 1F 有料でペリーとしていたところから燃料物質、 括弧 1F 燃料デブリを含むというような、
0:22:58	形で、という中で変更されていると思いますけれども、それは変更した理由につい て教えていただけますでしょうか。
0:23:13	パッケージの機構アクトですとこちらについては従前からですね核燃料部さんデ ブリと、汚染物資料以外のは、通常の核燃料物質についても、ある作業をやって ましたので、これを基に合わせて、すべてが読めるような形としてメーカーを書か せていただきました。
0:23:32	以上です。
0:23:54	院長の光田です。承知しましてありがとうございます。
0:23:57	続きまして
0:24:00	75 条に関するところで、
0:24:06	資料の 10 ページ目。
0:24:09	JQ 対象表のところで行きますと 13 ページ目になります。
0:24:16	こちらについて GF 及び FMF それぞれの仮説において状況。
0:24:23	こちらの確認が、単なる確認なんですけれども。
0:24:27	生物試料の管理及び、汚染物試料を貯蔵した 4 基を定期点検を行うのは誰か。
0:24:34	教えていただけますでしょうか。
0:24:37	一色小塚です。こちら室管理者になります。
0:24:43	規制庁の水野で承知しました。それぞれの施設管理者ということで理解いたしまし た。
0:24:52	仁木社長の座間で続きまして 75 両もう一度ですね、ところなんですけれども。
0:24:59	生物試料を、貯蔵施設を見て保管する。
0:25:03	そういうことになっており貯蔵の記録作成、管理、4 期の転機を行うことを、
0:25:10	今回そう。
0:25:12	規定する。
0:25:14	要はなぜでしょうか。
0:25:20	書記阿久津です。こちらについては、核燃料物質について従前から点検とか、情 報の記録っていうのを作成して管理しておりましたので、今回、生物試料の取り扱 いにあたって核燃料物と同様なことをするというで明確化しております。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



0:25:40	失礼しました。ありがとうございます。
0:25:53	25日の方です。全体に関わるところの質問になったりするんですけども。
0:26:01	核燃料物質等という言葉を使っていたいんですが
0:26:06	製造物の資料、
0:26:09	心がけ燃料物って書かれていたり僕電力須藤ってばかり聞いたりってところは、
0:26:15	この規程上同じという中で、いろいろあると思うんですけども。
0:26:20	その核燃料物質等となっている場合にその汚染物資料、
0:26:25	デブリ国燃料物質の廃棄物、
0:26:28	含めた、
0:26:30	含めて、
0:26:31	たものであって、役割としては
0:26:35	施設課長、管理者等ですね、今回、出てくるかと思うんですけども。
0:26:41	それぞれ役割自体は、その人か、その人たちの役割自体は元の。
0:26:47	ショックショック。
0:26:49	職員を、中に含まれているので、
0:26:52	今回そういったところの変更はなかったということによろしいでしょうか。
0:26:59	白木アクセスえとご理解の通りです。この従前の職員の中で、核燃料物質等であつたりも汚染物試料であつたりというのを取り扱う形になります。核燃料物質等ということについてはこれ要望でして、核燃料物質汚染されたものというすべてを指しております
0:27:19	それでその中で、今回、あくまで試験目的の汚染物ですね、1Fの汚染水であつたり1Fの答えを全部であつたり、そういったものをちよつとくたしする形で、試験保全物という形で整理しており、汚染物資料という形で整理しております。
0:27:42	江沢ミズノと一緒にしましてありがとうございます。では核燃料物質等というところには今までと同様に、いろいろが含まれており、
0:27:53	そして核燃料物って書かれている。
0:27:56	ところに核燃料物と、あとデブリとかですか。
0:28:01	とは別と別物として汚染物資料として設け、今回設けていただいたということで、理解したんですがよろしいでしょうか。
0:28:10	白木アクセス今回の小堀です。
0:28:14	規制庁の穴沢です。ありがとうございます。
0:28:17	ンポンプ
0:28:20	行きまして、
0:28:22	規制庁富澤です。千賀アクト資料元デブリ等において、返却っていうものを、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:28:30	顧客が返却の作業といたしますか、が行われるかと思うんですけども。
0:28:37	誰が、どのように、どういった場面を返却するのかってということ、和解するもの。
0:28:45	が返却していくってということで良いかっていうのを確認させていただきたいのですがよろしいでしょうか。
0:28:55	原子炉容器光学制する江藤返却については、規定の中では特段うたっておりませんで、こちら許可の中で分析法資料についてはほとんどの施設に払い出すという形で記載をしております。その責任については基本的には
0:29:13	全部で保管していれば、大体MRFに一旦受け渡して上面から元の施設に払い出すという形の流れになります。
0:29:34	規制庁の水野と一緒にしました。ありがとうございます。
0:29:37	と。
0:29:38	直下の方で確認させていただいた通りの返却の手順で行われるということに理解いたしました。で、昭和将来といたしますか、そこでは、運搬の、
0:29:50	ところですか管理って意味では規定の中に置かれている通り行われるということで、今理解しております。
0:30:02	ありがとうございます。
0:30:05	皆さん、ありがとうございます。
0:30:10	申請書については特に。以上です。はい。藤毅テーマの許可、
0:30:19	はいはいはい。
0:30:20	制帽の整合の話とか、お願いします。
0:30:25	ちょうど共有します。
0:30:26	はい。
0:30:41	あ、規制庁本なんですけども、申請者とともに審査資料ということで許可整合であるとか、基準規則というのは、
0:30:51	対比であるとか、保安規定に規定すべき銀行と反映資料まとめていただいています。
0:30:59	その中でちょっといくつか
0:31:02	追加したらどうかなって点をちょっと今、申し上げますとまず許可制後この許可とか整合じゃねえな。許可整合のところで、2 ページ。
0:31:21	ページ目。
0:31:30	あの、
0:31:31	この 51 条の、
0:31:36	ところで、
0:31:40	申請書とはこういうところで整合してますっていうところで、いただてるんだけども臨界の話になりますんで添付書類の 1 で、6 ポツで、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:31:54	臨界の防止っていうこと。つらつらと書いたところがあると思うのでそれは当然前文か。
0:32:01	必要はないんだけどこういった記載の省略ということで、
0:32:06	物を追加する。
0:32:08	ていうことは、いかがでしょうかのでしょうか。
0:32:22	業者機構、奥先生了解いたしました。建設書類の1ですね野中の臨界の条文で、こちらの方を修正させていただきます。はい。
0:32:43	続きまして4ページで、今動かしています。
0:33:00	越冬
0:33:03	72条のところ。
0:33:06	なんですけど、一応
0:33:12	数量とかね。
0:33:14	72条です。数量の話もちっと触れてはいるところなので、本文の5ポツで
0:33:23	予定期間及び年間予定使用料という表があると思うんで、それも表を入れてくださ いっていうんじゃないかって記載省略ってことで関連しますっていう。
0:33:34	意味合いで追記はいかがでしょう。でき、
0:33:39	どうでしょうか。
0:33:43	滝川先生了解いたしました保険の方向に向いて使用料でね、こちらを運用するよ うにしたいと思います。こちらについては同じく委員会ですが先ほどの添付書類1 の臨界をあわせて記載した方がよろしいでしょうか。
0:33:59	委員会は、
0:34:04	本当に川中です。
0:34:07	ここであんまり臨界っていうのは何か。
0:34:18	あえて70次もね、5ページの73のところであつちゅうかなと思ってたんで。
0:34:26	ちよつと合わせて言います。
0:34:29	まず、72はちよつととりあえずあの後、によって予定使用料の話を入れてくださ るっていうのと、
0:34:36	次の5ページのところは、やっぱり添付書類1の6ポツ臨界。
0:34:48	防止のところ、確かちよつとざつくり言うとその使用保管にあたって質量管理によ って臨界管理をしますってことを書いてあると思うんで、
0:34:58	入れていただくちゅうこととあと、その表の中でその取り扱い制限量の表が、
0:35:05	出てくると思うんでそれもここで合わせると臨界管理に関係した取扱制限量とい うことであれば
0:35:13	この言いようが必要かなと思ったんですけどいかがでしょうか。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:35:21	手島機構アクセス旅館いたしました東京一井の登録の臨界防止、あと取扱制限等ですね、こちらを引用するようにしたいと思います。はい。はい、ありがとうございます。
0:35:39	等、それと、ちょっと細かいですけど今度右側の、
0:35:44	左側の本規定申請の欄で、
0:35:49	第3項、
0:35:52	の下に(1)(2)って確かあったと思うんで、それは変更ないと思うんで、4項と同じように
0:36:00	変更なしって入れていただけると。
0:36:04	嬉しいですけど。
0:36:05	白木川瀬了解いたしました。ありがとうございます。ちょっと審査はどこに行きたいと思います。はい。お願いします。次は、
0:36:15	火災対策の77条の2。
0:36:21	で、
0:36:25	これまた添付書類なんですけど3の火災対策っていうことを書いた添付書類の3、3ポツ、
0:36:34	のところでは、ちょっとすいません手元にはないんですけどグローブボックスは支店です。構成でありとか、
0:36:43	あと、
0:36:44	何か、以上のような対策にもかかわらずみたいな、以上の対策にかかわらずグローブボックス内の火災については、こういう対策しますみたいな。
0:36:56	記載があったと思うんでちょっとそこは
0:37:00	必要かなと思いますけど、いかがでしょう。
0:37:09	小坏です。四番としまして、添付書類3岡沿いの遠藤開示ここに書かれてる記載ですね、あると思います。はい。どうも。
0:37:23	次のページに行きます。
0:37:42	ええ。
0:37:45	やっぱ75条。大野。
0:37:48	ところで、表の8-1ですかね最大収納量っていう、
0:37:58	一覧表みたいな形があると思うんでそれも関連してますよと言う事で当然記載は省略ってことでいいんですけど表自体の記載は省略していただき構わないんですけども、
0:38:10	その表第8の表8のうち、最大戸谷収納量の表を、
0:38:17	追加していただくのはいかがでしょうか。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:38:23	研修は機構アクセス、こちらについては5ヶ所の本部の統合施設ですかね。はい。こちらについて追記させていただきます。はい。お願いします。
0:38:34	それと、
0:38:36	最後76条のところは、こういう、
0:38:41	変更して、
0:38:44	許可では、許可の方では
0:38:50	使用の方法目的。
0:38:52	ということなんだけどちょっとこれの、どうしてこの76条の関連許可との関連がこの、
0:39:02	使用の目的及び方法になるのかと、これはちょっと、どういった意図でお書きになったのかちょっと説明いただけますか。
0:39:16	後機構アクトです。こちらについては、まず汚染された物品の保管ということで、保安規定の中だけで、浅部ですね試験対象ではない、一般的なふうに、
0:39:31	では、エリアを指定して、任意の場所に保管するというのは昨日の情報に書かれております。今回の汚染物資料については、核燃料物と同等に扱うということですので、あえてここからまず動くということで除外、
0:39:45	要望はしておりませんで、変更許可申請書につきましては、投資項目的方法ですね。その中で、当貯蔵施設Ⅱ、先ほどの日、
0:39:58	評価も関連しますが貯蔵施設の中で、調査を行うと、今回、許可を終えておりますので、使用方法の部分を引用する形としておらせ、
0:40:12	わかります。規制庁の方です。わかりました。
0:40:17	なるほど汚染わかりましたはいありがとうございました。
0:40:28	以上が、許可との整合の
0:40:31	CS面談審査資料面談資料で、
0:40:36	国が、ちょっとお待ちください。
0:40:56	名門。
0:41:01	これのご提示G5じゃない。
0:41:13	いや、
0:41:15	さっきのちょっと指摘と似てほとんど似てますけど5ページの、
0:41:33	この5ページの5、5ポツの使用前使用後に確認すべき取り扱い必要な事項について定められていること。
0:41:47	の中には、
0:41:53	第72条の、
0:41:57	核燃料物質の管理っていうのもこの中に含まれるべきじゃないかなと。
0:42:04	思いましたので、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:42:09	そうそう 72 条の中の、
0:42:17	あれですね、pdf及びFMFにおいては、主要汚染物を受入れることから別表に定める。
0:42:27	最大存在量等を超えて受入れることを禁止するというのを、
0:42:33	追加するのかなと思います。
0:42:36	そのことをちょっとこの 5 ページのこの、
0:42:44	こっち側の保安規定関連条文の方に追加するのはいかがでしょうか。
0:42:57	原子力機構と評価いたします。72 条について衛藤 5 項 5 番ですねこのところ、時間いただきます。はい。
0:43:07	江藤。
0:43:09	保安規定。
0:43:11	審査官審査。
0:43:14	基準との比較については以上です。
0:43:19	もう 1 個その確認表については特に今ところございませんでしたのでこのまま、
0:43:26	でいいかなと思っています。
0:43:29	ちょっとすいません確認ですがちょっとこちらからいろいろ追加をお願いしたらいずれも廃止をいただいて、追記していただくということで理解しました。ありがとうございます。以上です。
0:43:52	はい、水間さん以上です。
0:43:57	ございます。
0:44:01	三井。規制庁側です。特に追加で質問等がなければ、
0:44:06	またまとめ等に入らせて、
0:44:09	いただくと思うんですけども。
0:44:12	何かご質問等ございますでしょうか。
0:44:22	規制庁側。
0:44:25	いっぱいですか。
0:44:32	向後兼田に確認事項と、現時点でございませうか。
0:44:37	若干アクセスは特にありません。
0:44:40	失礼しました。ありがとうございます。
0:44:44	それでは
0:44:47	本日の面談をずっとして
0:44:50	修正等いただきたい資料について確認させていただきたいなと思います。
0:45:00	当ノーリツでご提出いただいた弁が資料のうち、当申請の概要が記載されている資料についてこちらに、
0:45:09	keV追記していただきたい箇所がございます。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:45:12	こちら1点なんですけれども、
0:45:16	51条に関するところで、
0:45:19	審判管理課長が出てくると思うんですけれども。
0:45:25	そちらについて、
0:45:27	今回定義が、5条のところで、下分担に関する事ということで、書かれていないということですので、
0:45:35	どういった形でやるのか。
0:45:38	ていうのも、
0:45:39	ベンダー資料の方に追加していただきたいなと思っております。
0:45:47	こちらについてはよろしいでしょうか。
0:45:51	10行アクセス了解いたしました。
0:45:55	もしお願いします。
0:45:58	規制庁の水間です。衛藤。
0:46:01	続きまして、
0:46:03	不安、
0:46:04	規定変更行下先生と使用辺補助課の代表に関するところですか。
0:46:14	こちらの、
0:46:17	場所ですかね。
0:46:19	衛藤電気等のご修正いただきたい箇所がございます。
0:46:26	カシメはコメントです。2ページ目ですか、ページ目のところで周辺監視区域外、メンバーの仕様変更許可の欄のところに、
0:46:36	添付書類1-6に関するところ。
0:46:40	で、当委員会会議により臨界管理を行う者を追記いただくところが1点目。
0:46:47	件名は、
0:46:49	武藤4ページ目のところで、
0:46:51	核燃料物質の管理の仕様変更許可の欄に、
0:46:58	中央機関及びメーカー予定使用料、三木さん所省略ということを追記いただくところ。
0:47:05	3点目が、委員会管理の、
0:47:09	意匠変更許可の欄で、5ページ目のところですか。
0:47:13	表立法3の取扱制限要領。
0:47:18	規制庁力のところと、156億円以上別の玄関から、
0:47:24	臨界の防止上、
0:47:27	構造物の使用及び保管にあたっては、質量管理により臨界の管理を行うということを追記いただくところ。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:47:36	協定上ば、5 ページ目の当委員会のところなんですけど、保安規定変更申請の欄に、
0:47:46	第 3 項の下に(1)から(2)方向なし。
0:47:50	というところを追記いただくところ。
0:47:53	5ヶ所の 5 ページ目。
0:47:57	もう隠れNSの加熱分伴う安全対策の、
0:48:01	仕様変更許可の欄に円CF。
0:48:04	のところですけども、添付書類 1 機能さん、木野齋藤の損傷の防止、
0:48:11	等グローブボックスは支店です。
0:48:13	であり、窓フィルターというところですね。
0:48:17	ですか。以上の今の対策評価からずれるx大LOCAサインといったようなところを追記いただくというところ。
0:48:26	次に登録というのは、
0:48:29	各例のベースの、他の使用変更許可の欄のところ、6 ページ目ですね。
0:48:36	こちらは、表 8 のうち最大人の、
0:48:40	道路の記載省略っていうところを追記いただくところ。
0:48:44	になります。
0:48:47	続きまして、
0:48:49	最後ですねこちら 1ヶ所ですけども、
0:48:56	提出いただいた資料の、
0:48:58	大洗研中条小久保、遠藤物質使用施設等保安規定。
0:49:03	小施設等での保安規定の審査基準と保安規定の、
0:49:08	記載整理表というところで、
0:49:12	こちら 5 ページのところ、
0:49:15	検討。
0:49:16	同支援は使用後に、この確認すべき取り扱いに必要な事項に 72 条。
0:49:24	母国燃料物質の管理。
0:49:26	小変更許可。
0:49:28	これは 5 年 5 月 29 日付、年期ハツダイ。
0:49:33	2305925
0:49:36	今年に基づき、
0:49:38	JEAGFO-BFMFにおいて、選抜資料を受け入れることから、別表 2、
0:49:45	定める最大存在量等を超えて受け入れることを禁止することを追記いただく追加する、追記いただく。
0:49:54	というところ。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



0:49:56	です。
0:49:58	以上であるかと思いますが、
0:50:01	よろしいでしょうか。
0:50:04	機構アクツ先生、了解いたしました。修正させていただきます。
0:50:09	よろしくお願いします。
0:50:12	藤。
0:50:14	ここまでで何かございますでしょうか。
0:50:20	どう続くか。
0:50:26	延滞分が特にありません。
0:50:28	こっちから。うん。
0:50:31	ちょっとこっちから最後一つほどお尋ねがございます。
0:50:42	規制庁の稲毛須藤ぞ。
0:50:51	規制庁のツトトです。まず、衛藤先ほど、
0:50:56	今し方ですね、井戸からお伝えした、最初のFM内運搬担当課長が、
0:51:04	不明課長ですってな面談資料に入れてくださいと依頼した部分について、これは何か下部規定か何かでは、もうこの、うんターンな運搬担当課長はFM。
0:51:15	FMF課長ですって何か明記されてるものがあるんですかね。
0:51:22	何かあればその内、下部規定なるものもしめ面談資料で示して欲しいんですけど。
0:51:35	経常機構アクセス、下部規定なところが分かれていませんで、先ほどご説明したように5条ですね、城野江藤集合体試験課長の職務の中で、衛藤。
0:51:48	ページの部分はですね、運搬担当課長をするということが書かれていますのでそれをもって対応しております。
0:51:59	建物で。
0:52:01	ちょっと5条の、
0:52:03	後に、
0:52:04	25ですかね。
0:52:06	25ですね。はい。
0:52:09	集合体試験課長はGFに関する核燃料物質等は運搬業を行うと、こちらの情報をもって江尻冬総合FMF課長が担当しております。
0:52:22	大家誰分課長っておっしゃってるのは、この集合体試験課長のことです。
0:52:29	池沢主査岩瀬集合体試験課長になります。はい。
0:52:34	だから単純に移行イコールというか、このライン担当課長をと定義しているものイコール集合体試験課長ってのはわかりにくいですね。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:52:46	私は。はい。はい。研修機構アクツです。ドライバーサービスを課長がすべてFEM A、集合体試験課長というわけではなくてですね、輸送、基本的には輸送が各施設の施設管理者が輸送の、
0:53:01	担当課長になります。現場担当課長になります。新しい衛藤燃料材料開発部ですねこちらについては、チーズの部分の輸送は、FF3 課長が行うと、その徳田した形で 25 行(25)に規定されてるものになります。
0:53:23	規制庁アクツです。了解しました。今の説明も含めて面談資料に入れてもらっていいですか。そちらの運用として、各施設ごとの課長がやります。今回のこの部分については、
0:53:35	ちょっと営業部課長がやるものですよっていうような説明にしてもらえればと思います。
0:53:40	アキコ先生、了解いたしましたその旨追記いたします。
0:53:45	東京何回か質問が出た。
0:53:48	形ですね、確認後没水の中には何が入るのかといったときに、1F燃料デブリがまず入りますと、江藤汚染物試料は入らない。入る。
0:54:03	どちらですか。機構アクツです。核燃料物質の中には生物試料は入りません。核燃料物質の候補になった場合には、地方も含めて、汚染物がすべて、すべてのものになりますので、動物汚染物、何もかもということで、その中に、
0:54:22	あくまでいると解釈しておりません。
0:54:26	手塚さん、了解しました。であればですね、今回申請いただいて、読んだものを見ながら、多分どれかなみたいな感じではてな岡部ながらちょっと確認してたっていうところで、
0:54:42	ちょっとそういう図書に今なってしまうっていう状況なんですよ。そうしたときに、今回定義で、
0:54:49	選別資料と1年分でペリーを、
0:54:53	記載してくれるのであれば、
0:54:56	1F燃料レベルはもう核燃料物質の一つですとか、見物資料は核燃料物質等の一部ですとか、だから、そこに含まれるんですよっていうのが何かどこかしらでわかるようにすると。
0:55:10	今後読む者たちも、2回、した上で保安規定読めると思うんですけど。
0:55:18	どうですかねちょっとご検討いただいてもいいですか。
0:55:22	研修期間アクツ了解いたしました。定義の部分についてもう少しわかりやすいように、終わりたいと思います。また今概要説明ということでパワーポイントのスライド資料入れてますが、ちょっとそちらの方に今の核原料物質等、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:55:38	核燃料物質を添付資料この辺の関係性のわかるスライドをちょっと1枚追加させていただきますと思います。
0:55:45	ありがとうございます。今回審査するのが説明資料で理解できると思うんですけど、今後またですね同じような質問を繰り返すことがないようにですね。
0:55:56	保安規定上でも明確にしておきたいというのが、今の要望でありました。
0:56:05	これも何回か質問出ましたここでの主語は何ですかというような問いに対して、明確にお答えいただいているんですけど、それも文章上ちょっとわかりにくかったがゆえに、
0:56:19	質問をした。なので、文章の構成として、誰々は何々をするという構成にしているのであれば、そこで何誰々は学級になくなると、じゃあ誰がするんですかっていうような問いになってくるので、
0:56:35	そこもし主語を明確にすることができるのであれば明確にしていただければと思いますがそこをご検討いただけますか。
0:56:45	白木阿久津です主務の蔵所長に主語の話につきましては補正の中で対応させていただきますと思います。
0:56:55	ありがとうございます。江藤規制庁ツツトです。私から質問した77条の2でしたっけ。深見の課長がいるやつですね。これどちらの鹿野課長。
0:57:08	どここの施設において、今度倉野課長はどここの施設において、他のところはCFFに置いてっていうふうに施設も明確に記載してもらってるので、ここについても、何とか課長は何とかにおいて、
0:57:24	何とか課長は何とかとか良い形何とかをするみたいな、もう課長と施設を結びつけていただけると。
0:57:31	こちらも理解しやすいかと思いますが、それも検討いただけますか。
0:57:37	石崎河瀬先生74条についても了解いたしましたので確認を図るような形でもって対応したいと思います。
0:57:45	ツツトですありがとうございます。私から最後があるんですけど、その下の75条ですね、核燃料物質の保管のところで、
0:57:56	核燃料物質の保管、
0:57:58	こいつも、
0:58:00	生物試料の話が出てくると。
0:58:03	参考ですか。
0:58:06	それじゃ見込むか。
0:58:08	はい。第1項目。
0:58:11	いわば確認の物質だけではなくて、選別資料も入っている情報になる等その核燃料物質の保管っていう質問を、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:58:22	名前のつけ方はどうでしょうかねっていうところ。
0:58:26	なんですけど。
0:58:28	原子力機構がアクセスはちょっと今回の汚染物資料の記載について各条文を追加をさせていただいておりますが、70、この五条に限らずですね、表条文上のタイトルの部分につきましては一応
0:58:44	主目的というか大枠の部分として核燃料物質で茂木パワーの音とかつけずにですね現物がよ磯貝形のタイトルになっております他の情報ですね、生物試料の取り扱いについては今回AGS等FMFに限った対応ということでちょっと南野秋谷
0:59:04	の中でも限定的になりますのでちょっとこういった形で記載をしておりますが、特に例えば、保管だけについてはかなりいろいろ書かれていますので、ただ条文を別にした方がよろしければ、補正の中で自然物試料の保管というのを新たに作ることを検討したいと思っておりますがいかがでしょうか。
0:59:25	1日間でそこまでの対応はしていただかなくて結構かと思っております。どうしますかね核燃料物質と言いつつ後、
0:59:35	核燃料物統合の話なんですっていうのは、
0:59:39	わーわー見いださだからいいってことにしますかね。
0:59:48	竹原の1F燃料デブリだったものを核燃料物質にしましたってそこは適正に対象を明確にしましたっていうところを、
0:59:56	繋がりからいくと、何か逆行してるような感じもしたんですけど。
1:00:00	ちょっと浮かばないですねコメントまでにしておきます。
1:00:09	原子力機構ちょっともう一度全体を見て検討させていただいて、その上でちょっとフォーマットさせていただくか場合によってはうまく入れ込むかということでちょっと検討させていただければと思います。
1:00:23	わかりました。ありがとうございます。
1:00:26	私は以上ですが、こちらから他、よろしいですか。
1:00:32	水本さん規制庁ガーこちら何も終わり。
1:00:36	何も終わりです。
1:00:39	規制庁、長田です。ありがとうございます。
1:00:42	追加でこちらからお伝えさせていただいたこと。
1:00:47	これについてはご検討いただければと思いますよろしく申し上げます。
1:00:53	よろしければ、終了をしたいなと思います。
1:00:57	当日はありがとうございました。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。